

平成 2 7 年 3 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成27年3月教育委員会定例会議

---

日 時 平成27年3月27日（金曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎201会議室

出席委員（5名）

1番	委員	長	後藤	真琴	君
2番	委員長職務代行		成澤	明子	君
3番	委員		留守	広行	君
4番	委員		千葉	菜穂美	君
5番	教育長		佐々木	賢治	君

---

欠席委員 なし

---

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷	芳和	君
教育総務課長補佐	寒河江	克哉	君
教育総務課総務係長	高橋	博喜	君〔審議事項のみ出席〕
学校教育専門指導員	佐々木	勝基	君

---

傍聴者 なし

---

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第 7号 平成27年第2回美里町議会定例会の報告

第 6 報告第 8号 平成26年度生徒指導に関する報告（2月分）

第 7 報告第 9 号 平成 26 年度学校教育力アップに関する報告

第 8 報告第 10 号 区域外就学について

第 9 報告第 11 号 指定校の変更について

・ 審議事項

第 10 議案第 3 号 平成 27 年度の学校給食について

第 11 議案第 4 号 美里町学校教育専門指導員の選任について

第 12 議案第 5 号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則

第 13 議案第 6 号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則

第 14 議案第 7 号 美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則

第 15 議案第 8 号 美里町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

第 16 議案第 9 号 美里町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第 17 議案第 10 号 美里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

第 18 議案第 11 号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則

第 19 議案第 12 号 美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則

第 20 議案第 13 号 美里町教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

・ 協議事項

第 21 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

第 22 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

・ その他

第 23 美里町教育委員会職員の人事異動について

第 24 小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について

第 25 平成 27 年 4 月教育委員会定例会の開催日について

---

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第 7 号 平成 27 年第 2 回美里町議会定例会の報告

第 6 報告第 8 号 平成 26 年度生徒指導に関する報告（2 月分）【秘密会】

第 7 報告第 9 号 平成 26 年度学校教育力アップに関する報告【秘密会】

第 8 報告第 10 号 区域外就学について【秘密会】

第 9 報告第 11 号 指定校の変更について【秘密会】

・ 審議事項

第 10 議案第 3 号 平成 27 年度の学校給食について

第 11 議案第 4 号 美里町学校教育専門指導員の選任について

第 12 議案第 5 号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則

第 13 議案第 6 号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則

第 14 議案第 7 号 美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則

第 15 議案第 8 号 美里町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

第 16 議案第 9 号 美里町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第 17 議案第 10 号 美里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

第 18 議案第 11 号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則

第 19 議案第 12 号 美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則

第 20 議案第 13 号 美里町教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

・ 協議事項

第 21 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

第 22 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

・ その他

第 23 美里町教育委員会職員の人事異動について

第 24 小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について

第 25 平成 27 年 4 月教育委員会定例会の開催日について

午後 1時30分 開会

○委員長（後藤眞琴君） それでは平成27年3月教育委員会定例会を開催します。

本日の出席委員は5名でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として教育次長兼教育総務課長、教育総務課長補佐、学校教育専門指導員が出席いたしております。

それでは、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長（後藤眞琴君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長から指名します。2番成澤委員、3番留守委員をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程第2 会議録の承認

○委員長（後藤眞琴君） 日程第2、会議録の承認について行います。会議録については、事前に配付され、各委員にはお目通しをいただいておりますが、事務局に修正等の連絡はありませんでしたか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、会議録の修正等につきまして、各委員から連絡をいただいておりますので、お知らせします。

まず、1月の教育委員会定例会会議録の中の10ページでございますが、上から9行目になります。3番委員である後藤委員が発言しているところでございますが、「なってきたまうと感じがする」というところに「なってきたまうという」、「いう」という字を追加させていただきたいと思っております。

続きまして、23ページです。上から3行目でございますが、「何で俺が決められるのだ」としてありますが、これは内容からして「何で自分が決められるのだ」というふうに「俺」を「自分」に変えたほうが分かりやすいというような指摘がありましたので、そのように修正させていただきたいと思っております。

続きまして、2月の定例教育委員会の会議録でございます。

6ページ目の下から4行目、教育長の発言のところでございます。「成澤委員には後ほど事務局で伝えたいと思っております」と打たれておりますが、「お伝えしたい」との「お」が抜けているという指摘がございましたので、「お」を加えさせていただきたいと思っております。

25ページでございます。後藤委員長が発言しているところです。下から8行目で「また、3月にいただいた資料をよく読んできて、それでもう一度協議していく」となっておりますが、「それで」を「そこで」というふうに訂正させていただきたいとの連絡でありました。

以上、4点ほど委員の皆様方から指摘をいただいております。事務局への報告があったのは以上でございます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ただいま会議録の修正などについて説明がありましたが、それを含めて承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議がないようですので、それでは、前回の会議録は承認されました。

---

### 報告事項 日程第3 行事予定等の報告

○委員長（後藤眞琴君） 次に、報告事項に入りたいと思います。

なお、日程第6、報告第8号から日程第9、報告第11号までは個人情報を含む報告事項になりますので、秘密会扱いすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ご異議なしと認めます。よって、報告第8号から第11号までは秘密会といたします。秘密会の間は、傍聴者の皆様の退出をお願いします。

では、日程第3、行事予定等の報告を事務局よりお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、事前にお配りしました平成27年4月教育委員会行事予定に沿って説明させていただきます。

大きな行事のみ説明させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕

- ・ 4月1日 町職員辞令交付式、教育委員会全大会〔正職員のみ参加〕  
転入校長一斉赴任日〔午後に教育長室参集〕  
町スクールバス運転手研修会
- ・ 4月3日 転入教職員宣誓式〔教育委員の出席要請〕  
第1回校長会
- ・ 4月5日 新制涌谷中学校開校記念式典〔涌谷中学校と麓岳中学校の統合〕
- ・ 4月8日 小中学校、幼稚園始業式、中学校入学式〔教育委員の出席要請〕
- ・ 4月9日 小学校入学式〔教育委員の出席要請〕

- ・4月10日 幼稚園入園式〔教育委員の出席要請〕  
大崎地域広域行政事務組合教育委員会（成澤委員）
- ・4月14日 宮城県学力・学習状況調査（小学校5年生、中学校2年生）
- ・4月16日～20日 美里町姉妹都市ウイノナ使節団訪問
- ・4月21日 全国学力・学習状況調査（小学校6年生、中学校3年生）
- ・4月27日 宮城県主催教育長・教育総務担当課長会議（仙台市）
- ・4月28日 退職、転出入教職員歓送迎会（校長、教頭対象）
- ・4月30日 宮城県町村教育長会総会（富谷町）

○委員長（後藤眞琴君） ただ今の説明に、質問などございますか。なければ、行事予定等の報告を終わります。

#### 日程第4 教育長の報告

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（佐々木賢治君） 皆さん、改めましてこんにちは。それでは、私のほうから報告させていただきます。

まず、1番目に、今年度もきょうを入れましてあと5日になりました。この間、修業式が行われ、きょうは幼稚園、小中学校等も人事異動に伴う離任式ですね、それぞれ午前中に実施されております。教育委員会のほうにも離任の挨拶に来られました。町内の幼小中の子どもたち約2,300名いますが、全員元気に、大きな事故、トラブル、あるいは病気・けが等もなく、生命にかかわるような、あるいはマスコミ等をにぎわすような大きなトラブル等はございませんでした。おかげさまで今年度をまとめ、新しい年度を元気に迎えることができるのかなど、教育委員会の事務局としましても、各教育委員さん方々からいろいろな面でご支援等をいただいたおかげだと思っております、感謝を申し上げたいと思います。引き続き次年度もよろしく願いたいと思っております。

それでは、プリントに沿って大まかなところを報告申し上げたいと思います。

3月の校長会議は、議会等の絡みもございまして、事務連絡等の会議しかできませんでした。よって、裏面には校長会議の概要は載せませんでした。

主な行事、会議などですが、2月22日、トレーニングセンターにおきまして毎年行われている「山神社杯剣道大会」という大きな大会でありまして、もちろん教育委員会も後援させていただいておりますが、小学生の部22チーム、中学生の女子の部19、男子の部が26チーム、計67

チーム、400名近い児童生徒の参加で大会がございました。美里の子どもたち大健闘しまして、本当に頑張っております、小学生の部「不動堂剣道クラブ」ですが、今年度は惜しくも準優勝でした。昨年は優勝でした。

中学校男子の部ですね、不動堂中学校がみごと連続優勝です。輝かしい成果をおさめてくれました。今後も、県、全国大会レベルで期待できるのかなというふうに思っております。

それから、3月に入りまして、先ほども申し上げましたが、町内校長打ち合わせや教職員の人事異動の内々示がありました。

それから、3日火曜日から長丁場で24日まで、3月美里町議会定例会がございました。報告第7号で後ほど、次長のほうから報告させていただきます。

それから、7日土曜日、中学校の卒業式がございました。それぞれの中学校で立派に、1年間で一番大事な行事ですが、教育委員さんにも出席いただいて、感謝を申し上げます。

それから、17日が幼稚園の修了式、18日が小学校の卒業式。

なお、18日には町職員の人事異動、これも後ほど報告させていただきます。

20日に教職員の内示がございまして、24日に校内発表ですね、その日の夕刊から内容が出ているようであります。なお、これについても後ほど報告させていただきます。

それから、きょうですね、教育委員会定例会、午前中は離任式が行われ、それぞれ事務引継ぎ等も終了しているようであります。次年度の体制づくりを各学校でやっているのかなというふうに思っております。

今後の主な予定ですが、先ほど事務局からもありましたので、重複するところは避けたいと思います。

31日に退任式、午後3時から中央コミュニティセンター大ホールで行われます。これには委員長さん大変恐縮ですが、例年出席いただいておりますので、よろしく願います。翌日の辞令交付式、9時から職員の表彰関係等もあるようであります。それ終わった後、午前10時半ごろになると思いますが、先ほどもありました教育委員会部局の本務正職員や業務員、調理員、栄養士も含めまして、そこのホールに残っていただいて、教育委員会全体会、「新年度も頑張りましょう」とそういった教育委員会からお願い等を話しながら、そういったセレモニーを、ことしで3年目になりましょうか、行いたいというふうに思っております。

教育委員の皆さんには本当に毎日のように申しわけないのですが、午前10時半ぐらいに来ていただければ大変ありがたいと思います。職員にご紹介申し上げたいなということも考えております。なお、昨年度までは非常勤、臨時職員も出席しておりましたが、そうするとプラス100

名ぐらいになるのですが、ことしは本務職員だけということにさせていただきました。非常勤、臨時職員さんについては、いろいろな研修会等でまた教育委員会からお話をしたりしたいと思っております。

それから、その日の午後、先ほどお話ありましたが、転入教職員一斉赴任日になっております。午前中県教委で辞令をもらって、新任校長などはですね、そして、午後1時半に教育委員会に顔を出していただいて、その後各校に赴任すると。異動する校長先生方7名になりますが、1名は町内異動ということで、9名中7名の異動ということで、大幅な異動ですが、教育委員会に午後1時半に来ていただき、その後各校に着任してもらうという。校長先生が着任した後に、一般職が午後3時にそれぞれの学校に直接赴任をすると、そういう段取りになっております。

なお、新規採用職員は8名、小学校に4名、中学校に4名、計8名美里町に配置をしていただきました。新規の教員は1日午後3時から県で辞令交付とかありますので、1日は各学校への着任は無理だということで、翌日4月2日朝に直接学校に赴任ということになります。

あと、3日、5日につきましては、先ほど事務局からあったとおりであります。

大きな3番目、教職員並びに教育委員会職員の人事異動についてですが、(1)としまして、退職教委職員数が12名います。そのうち定年退職が10名ですね。勸奨退職が2名、定年退職10名のうち3名が校長先生になります。

それから、町内の異動教職員、例えば北浦小学校から南郷小学校とか、あるいは一旦定年退職したのですが、再任用制度という、これは昨年度からありまして、本来であれば違う学校が望ましいのですけれども、「接続型再任用」ということで、同じ学校でやってもいいですよということで、そういった方々で例えば中塚小の養護先生、そのまま再任用と。それから、南郷中の職員ですが、そのまま南郷中学校で再任用と。その他の学校から美里に来る方もいます。その町内異動者が10名です。それで、(3)の転入教職員数35名、この名簿は後でござんいただきたいと思えます。この方々が他町村から転入される先生方になります。4月3日の宣誓式の出席対象になる方々です。

それから、教育委員会町職員について、かなり部局が多いですから名簿は後でござんいただきたいと思えますけれども、後ほど次長のほうから簡単に説明申し上げたいと思っております。

以上でございます。取り急ぎ報告させていただきました。本当に今年度いろいろありがとうございました。

○委員長（後藤眞琴君） それでは、ただ今の説明に質問などございますか。

それでは僕の方からひとつ。教育長さん、本務職員というのは、これ4月1日に出席される本務職員というのはどういう方々ですか。教育委員会全大会に委員が出席するときに、本務職員が来られるという。

○教育長（佐々木賢治君） 学校でいえば、町の正規職員です。業務員、それから調理員などです。図書司書、教員補助員、学力向上支援員などは今年度からは全部非常勤職員となりました。学校には、大勢いるのです。幼稚園にもたくさん臨時、非常勤で勤務をお願いしている。幼稚園の先生方はほぼ来ます、そういうふうになっております。

○委員長（後藤眞琴君） ほか、何かございませんでしょうか。  
なければこれで教育長の報告を終わりたいと思います。

---

#### 日程第5 報告第7号 平成27年第2回美里町議会定例会の報告

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第5、報告第7号平成27年第2回美里町議会定例会の報告をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、私のほうから平成27年第2回議会定例会について、報告をさせていただきます。

教育長報告にもありましたように、3月3日から3月24日までの22日間開催されております。

最初に、一般質問ですが、9人の議員から24項目が出されております。教育委員会に関係することにつきましては、5人の議員から6項目でありました。教育委員会関係のみ抜粋して一般質問答弁メモという形で答弁の要旨を、本日お手元に配付いたしております。事前に配付すればよろしいところですが、本日の配布になり大変申し訳ございません。

本日お手元に配付しておりますのは、質問に対しての1回目の答弁でありまして、1つずつ再質問がございまして、この部分につきましては、議会の会議録がホームページ上に公開されます。若干時間がかかるのですが、そちらのほうで確認をいただきたいと思います。どうしても議会では一問一答方式という形で、その部分について、質問が来ます。

ということで、教育長、委員長、私が答弁に当たるわけですがけれども、なかなかまとまった形での報告ができないということで、会議録で後ほど確認いただきたいと思います。

特に、今回の一般質問の中で、「学校給食費の公会計化」の問題について取り上げられました。その質問に対しまして、平成28年度から学校給食費の公会計化をして、また同時にシステム化を進めていきたいという答弁をしております。スケジュールにつきましては、4月に入りましたら各小中学校でPTA総会が開催されますので、その総会の中で時間をいただきながら、改

めて公会計化について説明をしたいと思っておりますし、また、町民の方々にもこの公会計化について説明をし、理解をいただきながら、その後にパブリックコメントを実施し、そして9月の議会には条例案と公会計化システムの導入経費を補正予算という形で提案していきたいというスケジュールを考えております。

それから、また、「学校再編ビジョン」についても取り上げられております。施政方針にありますように、ことし12月をめどに示してまいりたいと答弁をいたしております。これについてもスケジュールについては、2月に小中学校・幼稚園の保護者・教職員のアンケート調査を実施しておりまして、2月の教育委員会定例会で速報値を報告しております。本日についてはそのアンケートを分析した結果について、後ほど報告があると思います。今後、12月に向けまして教育委員会定例会などで環境整備方針を協議いただければと考えておりますし、また、地域懇談会や住民説明会の開催を検討いただければと考えております。12月には学校再編ビジョン案のパブリックコメントを実施していきたいと、事務局では考えております。

次に、議案であります。ことし2月の定例会で協議をいただきました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、そして、「美里町教育長の勤務時間等に関する条例」及び補正予算につきましては、全て原案どおり可決をいただいております。

今議会につきましては、平成27年度の予算議会でありまして、行財政議会活性化調査特別委員会が設置されております。その中で、教育民生分科会が開催されまして、その中で議員から指摘事項、今後の検討事項が出されておりますので、主なものについて報告をさせていただきます。

まず、昨年末に取得しました旧宮城理容美容専門学校校舎を活用して、文化財の展示を早急に進めるよう検討してほしいという話がございます。南郷図書館の関係ですが、南郷図書館、正職員1名と非常勤職員2名が配置されておりますが、正職員で有資格、司書を持った人の配置をするのが本来の図書館の姿だろうという、これは昨年9月の議会に引き続き指摘を受けております。

それ以外では、簡単に説明いたしますが、まず、平成25年度まで実施してまいりました小中学校芸術鑑賞教室事業、これは文化会館を会場として町内の小中学校児童生徒を対象に芸術鑑賞教室を実施してまいりましたが、平成26年度から学力向上の取り組みや学習指導要領の改訂によりまして、時数がふえたカリキュラムと学校行事との合間を縫っての開催になっていたということから、学校行事を優先して実施しなければならないということで、廃止をしております。

す。これについては、また実施してほしいという要望がございました。

また、それ以外では、これは後で出てきますが、中学校のカーテンがボロボロの状態なので、修繕をしたほうがいいというようなお話もありました。

また、町内で芝の校庭のある中坪小学校、北浦小学校、小牛田小学校、3つの小学校になりますが、芝とそれから地面との段差ができて、危険な状態であると。それを改善したほうがいいのではないかとのお話がございました。

それから、ふどうどう幼稚園の関係ですが、排煙窓のメンテナンスと申しますか、排煙窓というのは火災が起きた場合についてボタンを押すと自動的に窓が下がる仕組みになっておりますが、これを夏場の暑い時期に、その排煙窓を開けて換気を行っていたので、ふどうどう幼稚園の冷房も検討したらいいのではないかとのお話がございました。

また、図書館の蔵書、20万冊にこだわることはないのではないかと。それから、大崎市図書館の開設に伴って、利用しやすいようなシステムを検討してはというようなお話がございました。

最後に、お手元に定例会の報告資料②を配付しております。これにつきましては、この特別委員会の委員長から議長に宛てた特別委員会審査報告書になります。その中で、意見を付してという形で、2枚目にありますが、6の教育費について、小牛田中学校の北側窓枠及び南郷中学校体育館のカーテンについて、早期に改修されたいというのが1点目の意見でありました。また、2点目が、文化財の整備計画を早期に策定されたいという、この2点について教育委員会関連では、議会のほうから意見を付されております。

以上が平成27年第2回議会定例会について、報告をさせていただきました。以上でございます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ただいまの説明に質問などございますでしょうか。

この件に関して、僕のほうから委員の皆さまにお詫びしなければならないことがございます。といいますのは、議会の議員の方から一般質問があったときには、その質問に関しまして教育委員会に関係する部分につきましては、臨時会なり何なり開いて、どんなふうにもその質問に関して答えたらいいのかということをお話し合った上で答えなければならないのですが、日程上、とても臨時会を開くような時間がございません。それで事務局とそれから町サイドとすり合せて、委員長、教育長とそれから次長なりが答えているわけなのです。それで、いま次長さんから報告がありましたもの、ここで事後という形で了解いただければありがたいのですけれど、

いかがなものでしょうか。

○2番委員（成澤明子君） はい、いいと思います。

○委員長（後藤眞琴君） はい、ありがとうございます。それにつきましては、今後、町長部局とお話して、できるだけ時間を延ばしていただいて、臨時会なりで教育委員会で審議いただくということにしたいと思うのですが、議員さんたちが決めることで、なかなか難しいのだそうです。それで、事務局のほうからこの日程がどのぐらい時間がないのかについて、ご説明いただければありがたいのですけれど。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） まず、一般質問の通告につきましては、水曜日の午後3時まで一般質問の通告を行うということになっております。それから、臨時課長会議が開かれまして、その中でその答弁に対する回答についてどの課が答えるかということ进行调整いたします。その後、持ち帰りまして、課内で検討いたしまして、次の日本曜日の午後3時まで、総務課秘書室に回答を示さなければならないということで、実質本当に1日のうちに全て回答を課内で調整するという作業が出てきております。担当職員が最初につくったものを、また教育長を含めた中で協議をして、それから提出ということで、本当にタイトなスケジュールでの提出となっているところが、臨時会を開きながら委員さんの中で協議をいただくというのは、なかなか難しいものかなというふうに思っております。

○委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。

○教育長（佐々木賢治君） 休憩をお願いしていいですか。

○委員長（後藤眞琴君） 暫時休憩とします。

午後2時12分 休憩

午後2時16分 再開

○委員長（後藤眞琴君） 会議を再開します。そのほか質問ございますでしょうか。なければ議会定例会の報告を終わります。

それでは、これからは先ほどご承認いただきました秘密会となります。傍聴者はいらっしゃいませんね。

---

日程第6 報告第8号 平成26年度生徒指導に関する報告（2月分）【秘密会】

日程第7 報告第9号 平成26年度学校教育力アップに関する報告【秘密会】

日程第8 報告第10号 区域外就学について【秘密会】

日程第9 報告第11号 指定校の変更について【秘密会】

○委員長（後藤眞琴君） 日程第6、報告第8号平成26年度生徒指導に関する報告（2月分）

以下は、秘密会とします。報告事項の説明をお願いします。

【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

・秘密会開始 午後2時17分

・秘密会終了 午後2時45分

○委員長（後藤眞琴君） 暫時休憩とします。休憩時間は、午後2時55分までとします。

午後2時45分 休憩

---

午後2時55分 再開

審議事項 日程第10 議案第3号 平成27年度の学校給食について

○委員長（後藤眞琴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

審議事項に入りますが、追加の説明員として高橋総務係長さんに出席をいただいておりますので、よろしくお願いします。

日程第10、議案第3号平成27年度の学校給食についての提案理由の説明をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長よろしいでしょうか。私のほうから平成27年度の学校給食について、ご説明を申し上げます。

美里町学校給食調理施設運営規則がございまして、その第3条に給食費は美里町学校給食調理施設運営委員会の答申に基づき教育委員会が決定するという定めがございます。それで、この学校給食調理施設運営委員会を2月24日に開催いたしまして、平成27年度の学校給食用物資取引の指名についてと、平成27年度の学校給食費について審議をいただいております。その委員会から教育委員会に答申された給食費になります。

平成27年度の学校給食費については、昨年度同様ということで、変更なしという答申がされております。また、学校給食用物資取引指名については、別紙のとおり、団体個人もございしますが、46社を指名しております。以上です。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ただいまの説明に質問などございましょうか。なければ、討論はありますでしょうか。

ないようですので採決に入ります。議案第3号、平成27年度の学校給食について、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

○委員長（後藤眞琴君） 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

---

日程第11 議案第4号 美里町学校教育専門指導員の選任について

○委員長（後藤眞琴君） 日程第11、議案第4号美里町学校教育専門指導員の選任についての提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、お願いします。それでは、美里町学校教育専門指導員の選任について、提案申し上げます。

議案書の理由のところに書いてありますが、現在の佐々木勝基指導員は、3月31日をもって任期満了になります。教育委員会事務局としましては、1年目でありましたので引き続き27年度もお願いしたいところでありましたが、ご本人の都合により26年度末で退任したいという申し出でございました。今後は、いろいろなところからさらにご指導いただければありがたいなと思っております。

つきまして、その後任に、美里町学校教育専門指導員設置規則第2条の規定によりまして、ここで提案してありますが、岩淵薫氏、現在不動堂小学校の校長先生であります。学校教育専門指導員として平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間、お願いしたいということで提案するものであります。

なお、生年月日、経歴等につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。よろしくご審議賜り、可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤眞琴君） ただいまの説明に質疑がございますでしょうか。

質問がないようですので、これは人事案件ですので討論はいたしません。

それでは、採決に入ります。議案第4号美里町学校教育専門指導員の選任について、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

○委員長（後藤眞琴君） 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。どうもありがとうございます。

---

日程第12 議案第5号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（後藤眞琴君） 日程第12、議案第5号美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、私のほうから美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由について申し上げ

げます。

この学校事務の共同実施につきましては、学校事務の適正化、それから効率化、事務職員不在時の柔軟な対応、事務職員の資質向上などを目的に、平成26年度学校事務の職員の方と協議をしながら、平成27年度から実施することにいたしております。

美里町が推進する学校事務の共同実施ということで、町内9校を2つの地区、小牛田学区4校と不動堂・南郷学区5校の2ブロックに分けまして、実施する方向でこれまで協議を進めてきましたけれども、2学区の足並みがそろわなくなる心配とか、事務職員の勤務年数を考えまして、当面は全9校で1ブロック制にして、その中に今申し上げました小牛田学区と不動堂・南郷学区の2班を設けまして、1ブロック2班制という形で実施したいということで考えております。その中で美里町学校事務支援室を新たに設けながら、その中で所管する事務をつかさどる形になりますので、今回この学校管理に関する規則の第22条の次に、1条を加えながら学校事務の共同実施の組織を置くことができるとしたものです。

以上が提案理由の説明になります。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ただいまの説明に質疑はございますでしょうか。

なければ、討論はございませんか。

○2番委員（成澤明子君） 今までは、2ブロック制でやっていたということについては、この規則の中で特に謳ってはいなかったのですよね。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 2ブロック制にするという方向で、これまで準備を進めてきております。学校事務の共同実施については、これまでは実施してきておりませんが、27年度から実施するために、その規則を改正するものであります。

○2番委員（成澤明子君） それではブロック制ということではなくて、9校1ブロック制にして2班で構成するという、実際の内容はどうなるのですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 当面は1ブロック2班制で学校事務の共同実施を実施しながら、将来的には2ブロック制に移行したいというふうに考えております。

○2番委員（成澤明子君） はい、ありがとうございます。

○委員長（後藤眞琴君） ほかに何かございますでしょうか。ないようですので、討論は。

ないようですので、それでは、採決に入りたいと思います。議案第5号美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則について、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

○委員長（後藤眞琴君） 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

---

日程第13 議案第6号 美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則

○委員長（後藤眞琴君） 日程第13、議案第6号美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、議案第6号及び第7号につきまして、一括ではありませんが、別々になりますけれども、先ほど同席を認められました高橋総務係長からご説明申し上げますので、よろしく審議いただきたいと思います。では、高橋係長お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 申しわけございませんが、議案第6号は本日配付させていただいておりますので、本日配付の次第の中に入っております。

ありますでしょうか、最初に言わずに、申しわけございません。

○教育総務課総務係長（高橋博喜君） では、私のほうから説明いたします。

まず、美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則についてです。

今回改正する内容としましては、子ども・子育て支援法がありますが、この規定によりまして特定教育・保育施設の利用者負担額は政令で定める額を限度として、市町村が定めるとされております。

公立幼稚園につきましては、特定教育・保育施設になりますので、これに政令で定める額を限度として市町村が定めることになりますので、それに合わせて減免の金額を改正し、そして今回改正の減免決定通知書のほうに、様式第3号になりますが、そちらのほうに、教示というふうに載っていますが、不服申し立ての内容ですね、これを追加いたします。

そして、限度額、別表の第1と別表の第2のほうに減免の限度額が記載されておりますが、その別表第1のほうについては、備考に5と6を追加します。5につきましては、区分中の納付すべき市町村民税の賦課年度は次のとおりとする。そして、(1)として、減免期間4月から8月分までについては、市町村民税の賦課年度は前年度分をもとにして計算しますと。そして、(2)のほうで減免期間の9月から翌年3月分までについては市町村民税の当該年度の税額をもとにして、この別表第1のほうに適用して計算するというふうになります。

同じく別表第2のほうにも備考のところにも8と9を追加します。これについては中身も同じです。そういったことを加えるのですが、実際この別表第1と第2のほうで計算した金額を、減免期間を4月から8月分までと9月から3月分までの2区間に区切りまして、その2区間で、それぞれに月割り計算をして減免額を計算して、そして実際の保育料を月額5,000円とい

うふうになっていますが、そちらのほうの金額から差し引いて減額するというふうになります。

以上、減免規則の一部を改正する規則の説明を申し上げました。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） ちょっと休憩して、内容を詳しく説明しないとわからないと思うのですね。休憩した方がよろしいのではないかと。

○委員長（後藤眞琴君） では、10分程度休憩します。

午後3時15分 休憩

---

午後3時30分 再開

○委員長（後藤眞琴君） 会議を再開します。ただいまの説明に質疑はございますでしょうか。ないようですので、討論のほうはいかがでしょうか。

ないようですので、それでは、採決に入りたいと思います。議案第6号、美里町立幼稚園保育料等減免規則の一部を改正する規則について、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

○委員長（後藤眞琴君） 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

---

#### 日程第14 議案第7号 美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第14、議案第7号美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課総務係長（高橋博喜君） では、美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則、これについて説明させていただきます。

これにつきましても、もととなっているものは、子ども・子育て支援法によります。特定教育・保育施設の利用者負担額は利用者が居住する市町村が定められておりますので、その私立幼稚園の利用者負担額等について、今回規則で定めるものでありまして、内容としましては、私立幼稚園は町内にはありませんけれども、町外にある幼稚園を想定しておりますが、新制度の適用を受ける幼稚園と現行制度に残る幼稚園というふうに2つ選択できるようになっておりまして、今回規則で定める幼稚園というのは新制度に移行する幼稚園、そのことは特定教育・保育施設というふうに子ども・子育て支援法の規定にはなっていますが、その特定教育・保育施設たる私立幼稚園の利用者負担額について定めるような内容になっております。

これは別表のほうに5段階の表があります。そして、第1子、第2子、第3子以降というふうに、これも3段階の金額で設定しておりまして、国が政令で定める金額、今は定める金額が

予定の案段階ではありますが、その金額を上限にしまして、それ以内の金額で定めるものであります。

この各階層を判別するための市町村民税の賦課年度につきましては、先ほどの減免規則と同じように、4月から8月分までの期間につきましては市町村民税の前年度の税額から判断しまして、9月から翌年3月までの金額については当該年度のコ額をもとにしてこの階層を決定します。保護者はこの金額を入園する私立幼稚園のほうに支払うというふうな、そういう内容になります。

以上、この私立幼稚園の負担額を定める規則について説明いたしました。よろしくお願ひします。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

ただいまの説明に質疑はございますでしょうか。ありませんか。

それでは、討論のほうはいかがでしょう。

ないようですので、それでは、採決に入りたいと思います。議案第7号、美里町私立幼稚園の利用者負担額を定める規則について、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

○委員長（後藤眞琴君） 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

---

日程第15 議案第8号 美里町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

日程第16 議案第9号 美里町教育委員会会議規則の一部を改正する規則

日程第17 議案第10号 美里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

日程第18 議案第11号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則

日程第19 議案第12号 美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則

日程第20 議案第13号 美里町教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

○委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第15、議案第8号から日程第20、議案第13号までの6議案は関連性がありますので、一括して事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいでしょうか。それでは、説明する前に、高橋係長でございますが、担当する説明が終了しましたので、退室することをお許しいただいてよろしいでしょうか。

○委員長（後藤眞琴君） はい、ありがとうございました。

〔高橋係長 退室〕

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。それでは、ただいま委員長よりございました議案第8号から議案第13号までにつきましては、関連性がございますので一括してご説明申し上げたいと思います。

今回、これらの一部改正をする規則ですね、6議案提案させていただきましたが、その根拠となるものは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」というものが昨年6月20日公布されまして、本年4月1日から施行されます。それに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

大まかに申し上げますと、新教育委員会制度、新教育長制度と言われているものでございます。これまで教育委員会の代表は教育委員会委員長とし、事務を総括する者は教育長となっていたものが、この新しい法律の施行によりまして、新教育長がこれまでの委員長と教育長の職務を全て行う、つまり教育委員会の全ての事項を総括するということになります。それに伴って、昨日まで行われておりました美里町議会のほうでも関係する条例の整備に関する条例を議会でお認めいただいているところでございます。ただし、教育委員会の規則につきましては、教育委員会が定め、または改廃するとなっておりますので、この場におきましてその規則の改正等をご審議いただくものでございます。

それで、まず、議案第8号につきましては、議案の後ろに新旧対照表という資料がついておりますので、それを見ていただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第2項というのが載っておりますが、この法律の改正によりまして、14条第2項が条ずれを起こしております。そのために改正案では15条第2項に改めさせていただいております。

また、第2条の第2項でございますが、「規則の公布をしようとするときは」とありますが、その中に「教育委員会名を記入し、委員長が署名するものとする」とありますが、その「委員長」を「教育長」に改めるものでございます。

それで、話が前後して申しわけございませんが、この新しい法律には経過措置がございます。その経過措置といいますのは、今現在の教育長が教育委員であるうちは、従前の例によって行ってもよろしいですよということでございます。当町の例で申し上げますと、現在の佐々木教育長は平成30年2月まで任期がございます。ですので、佐々木教育長の任期があるうちは、新しい法律に基づかない旧法律のままの教育委員会の執行でよろしいというような経過措置がございますので、この規則が改正されたといっても、すぐ4月1日から委員長がいなくなるというわけではございませんので、そのことを前もってお話させていただきたいと思います。

すいませんが、これを最初に申し上げるべきでございましたが、そのようなことが附則の中の経過措置で、述べられております。

次に、議案第9号でございます。議案第9号は、会議規則の一部を改正する規則でございますが、この中にも「委員長」という言葉が、数えきれないほどございます。その「委員長」という字句を「教育長」に改めるというものでございます。

これについても、議案第9号資料の新旧対照表を見ていただきたいと思っております。目次とありまして、その後4ページぐらいですか、資料としてありますけれども、まず目次の第4章「会議録」となっておりますが、これを「議事録」に改めさせていただきます。というのは、新しい法律の中に教育委員会の議事録は公開しなさいということが明文化されました。これまでの法律の中では、議事録の公開の義務はございませんでしたが、新しく改正された法律では議事録を公開するということが義務化されております。

当町におきましては、その義務化になる前から既に会議録は公開しておりますけれども、法律でこれまで会議録としていたものを、議事録というような表現になりましたので、この規則では「会議録」を「議事録」に全てかえさせていただきます。

また、第1条の部分でございますが、先ほども言ったとおり、改正によりまして条ずれが起こっております。以前までの法律ですと第15条だったものが第16条になっておりましたので、それを改正するというものでございます。

あと、第2条以降につきましては、ほとんどが「委員長」の字句を、今回の改正では「教育長」に改めるというものでございます。その都度「字句を改める」というふうに書かせていただいております。

申しわけないですけれども、第20条を見ていただきたいと思っております。第20条第4章でございますが、「会議録」これを「議事録」。あとは、表題、見出し分が「会議録の作成」を「議事録の作成」となっておりましたが、「会議の次第は」の後ろの部分にアンダーラインを引くのが抜けておりました。改正前の「会議の次第は会議録に記載しなければならない」の「会議録」にアンダーラインを引いていただきまして、右側にあります改正文のほうは「議事録」と訂正させていただきます。字句に検索をかけて直したつもりだったのですけれども、この箇所1カ所が抜けてしまっておりました。この部分の「会議録」も「議事録」に改正するものであります。

また、次の裏ページになりますが、第22条の第3項の部分ですね、「会議録」という部分にアンダーラインを引かれておりませんで、その部分を「会議録」を「議事録」に訂正させてい

ただきたいと思っております。

第9条については以上でございます。

次に、議案第10号教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則でございます。これについても改正の内容は同じでございます。「委員長」という字句を「教育長」に改めると、この1点のみでございます。

次、議案第11号美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則でございます。

この部分については、先ほどから言っているとおり、条ずれですね、法律の改正によりまして第18条第1項だったものが第17条第1項になるものでございますので、その字句を改めさせていただきますものでございます。

なお、この議案第11号には附則の経過措置がございません。よってこの条ずれの部分に関しましては、4月1日からすぐ施行されるというものでございます。

次、議案第12号教育委員会処務規定の一部を改正する規則でございます。

これについても新旧対照表を見ていただきたいと思えます。第12条の部分で先ほどから言っております法律の改正によります条ずれが発生しておりますので、その部分を改正するというものでございます。

また、別表のほうにつきまして、教育委員会委員長の名前を書く部分が教育委員会教育長の名前を書かさせていただくこととなりますので、その部分を改正させていただくというものでございます。

最後になります。議案第13号美里町教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則でございます。

これにつきましては、これまで教育委員会が教育長に対して事務の委任を行っておりましたが、その部分を改正するものでございます。これにつきましては、新旧対照表を見ていただきたいと思えますが、条ずれによる字句を改めるが第1条、あと、第2条の第6号に「教育長」という字句が入っておりましたが、この教育長の字句を削りまして、改正するものです。

また、第3項を新たに加えさせていただきます。教育長は第1項の規定により委任された事務を管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。これにつきましては、新しい、先ほどから言っております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、新しい教育長に教育委員会に報告する義務が課せられましたので、それをこの規則の中でうたうものでございます。

最後になりますが、第3条第2項の部分ですね、これまでは事務の処理の状況といったもの

を「事務の管理及び執行の状況」というような字句に改めさせていただいております。これにつきましても新しく改正されましたこの地方教育行政の法律に基づく文言に合致させていただいたものでございます。

以上がこの議案第8号から13号までの一括した説明となります。ご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

ただいま一括説明がありましたが、各議案に質疑はございますでしょうか。

○2番委員（成澤明子君） 例えば、美里町の場合は平成30年2月まではこのままの状態で行くことになるのですよね、美里町の場合はね。それで、今までは委員長を選ぶとかということが教育委員会で行われてきたわけなのですが、変わった場合は委員長を選ぶということはないのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 今回の質問につきましては、いま現在の教育長が在任されている間は、今までどおり毎年のように委員長の選挙が行われることとなります。

ですので、来年と言わず佐々木教育長が在任期間中につきましては、毎年のように委員長の選挙があるということで、ご認識いただきたいと思ひます。

○2番委員（成澤明子君） はい、それはそうなのですが、改まってからは教育委員会では教育委員長を選任、選挙するといひますか、そういうことはなくなるわけですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、そのとおりでございます。また、このような言い方をすると申しわけありませんが、佐々木教育長に何かの事故がありまして、教育長の職を辞すようなことになれば、その職を辞した時点から新しい法律、もしくは町の条例、規則の規定が適用されまして、新しい教育長は町長が選任し、議会において同意をいただくということになります。今までの制度でいひますと、教育長は教育委員会の中から選ばれておりましたが、新しい制度では、町長が直接選んで議会へ同意を求めるということとなります。

○委員長（後藤眞琴君） 新しい規則、一部改正では教育委員長という名前がなくなるのですよね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、そのとおりです。

○委員長（後藤眞琴君） それで、町長が教育長を選んで議会の承認を得て、その方が今の教育長プラス委員長の役職を兼ねる、そういう理解でよろしいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、そのとおりです。

○委員長（後藤眞琴君） ほかに何か質問ございませんか。ないようですので、討論のほうはい

かがでしょうか。

ないようですので、それでは、採決に入ります。採決は一議案ごとに行います。

議案第8号、美里町教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について賛成する委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

○委員長(後藤眞琴君) 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

議案第9号、美里町教育委員会会議規則の一部を改正する規則について賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

○委員長(後藤眞琴君) 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

議案第10号、美里町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

○委員長(後藤眞琴君) 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

議案第11号、美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

○委員長(後藤眞琴君) 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

議案第12号、美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則について賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

○委員長(後藤眞琴君) 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

議案第13号、美里町教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

○委員長(後藤眞琴君) 挙手全員でありますので、本議案は承認されました。

以上で、審議事項を終了いたします。

ここで、10分程度休憩したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、午後4時5分から再開します。よろしく申し上げます。

午後 3 時 5 3 分 休憩

---

---

午後 4 時 3 分 再開

協議事項 日程第 2 1 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）

○委員長（後藤眞琴君） それでは休憩前に引き続き、会議を始めます。協議事項に入ります。

日程第 2 1 基礎学力向上・いじめ対策等について協議します。本件は継続協議事項でありまして、2 月教育委員会定例会において、「平成 2 7 年度学校教育力アップの具体的事項〔案〕」を委員にお示しし、今回までに修正や追加を意見していただくことになっておりました。

事務局に委員からの連絡などはありましたか。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基君） 特にございませんでした。

○委員長（後藤眞琴君） それでは、補足説明などございますか。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基君） はい、それではこれまでの経緯を含めて説明します。

先の教育委員会定例会までで「平成 2 7 年度美里町教育基本方針」の見直しをしたわけでございます。それを受けてこの中身も変えた。あと、そのほか、いろいろ学力学習状況の調査とか、そういうふうな現実的な問題にさらに対応していくと。大きくはいま言った基本方針を受けて変えましたということでございます。

新旧対照表、先ほどのようにあればよろしいのですが、作っておりません。口頭で申し上げますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

まず、趣旨の部分ですが、ここの冒頭 3 行は、いまお話を申し上げたとおりのことが書いております。これを受けて各学校では共通認識を持ってその次の 5 行目ぐらいですかね、チーム一丸となって教育活動に取り組んでほしいということを書きました。その以下の項目は、これまでと同様でございます。

1 番目に美里町学力向上達成状況調査、小学校の部分ですね、これをやっていくと。その部分で変えた部分は、これまでやってきた 10 分間のテストというか、年に何回かやっていたのですが、それを特にしなくても、各学校でのドリルとかそういうものでやっていって十分であると。それから、あわせて（2）のほうにあるのですが、4 年生以上で年 1 回 CRT、いわゆるテストをやると、標準調査というかね、それをやって達成状況を把握して、よりはっきりした形にする。何か今までだと自前のテストでやって、それで達成率何%とやっていたのですけれども、何かよく見えないのですよね。むしろこれ、町で予算をとり調査をすることで、より効果を上げていくという形に変えております。1 年生から 3 年生まではそれぞれの学校で、私

しっかり調査はしていませんけれども、学習状況調査のような業者テストを実施して、把握しているということを聞いておりますので、それで十分だろうと。

2番目の中学校におきましても、やはり中学校は全部の学年、1年から3年までCRTとか実力テストを町費でやっている。これは、今年度からやっております、それでもって達成状況を分析し、そして生かしていくというふうな形になっております。ですから、それを改めてここに書いた次第であります。

3番目、全国学力学習状況調査、これについては大体同じようなことなのですが、文言の部分ですね、若干整理しております。基本的には各小中学校とも県平均以上を目指しましょうと。それから、自学自習の習慣をつくっていくと。「家庭学習のしおり」を作成してと、そういう文言は前にもあったですね。それから、睡眠時間とか朝食の必要性、これは個々の家庭と緊密な連携を図りながら指導していくということでございます。

4番目の長期休業中における学習機会という、これは同様でございます。

5番目の全国体力・運動能力・運動習慣等の調査、これについても若干前年度よりは具体的にしております。あえて言えば、(3)ですかね、日常における運動習慣化と、そこでとどまらないで健康の基盤づくりという文言を加えたとか、そういうふうに改めております。

6番の志教育の推進については同様です。特に改めてはおりません。

7番目、道徳的心情、道徳的実践力の育成、これについては(4)ですね、(4)、(5)を加えております。いじめ、不登校、問題行動への適切な対応等教育相談の充実、あと美里町が掲げております平和教育がありますので、その項目、平和教育の推進と入れております。

8番目につきましては、以前は1行だったのですけれども、そのところに項目を改めて明示いたしました。つまり、(1)、(2)、(3)は新たに具体的な項目を入れました。芸術文化、歴史学習、スポーツ活動、国際理解教育、国際交流と、これ文言がなかったのです。今年度から入れております。

それから、9番目、地域体験活動の推進、これも項目を見直して、一番目、今までは農業体験だけあったのですが、自然体験・農業体験活動。(2)に環境教育の推進とあったのですが、環境教育とだけ入れております。(3)が世代間交流、職場体験、これは実際にやっているのですね、社会教育の中で。

10番目、その他の主な政策、このところも、(3)の町内教職員研修事業、これに公開授業研究や研究協議の実践等と入れております。これを新たに加えております。

私、いま気付いたのですが、初任研の充実というのを入れていなかったのですが、(8)初任

者研修の充実と入れておけばいいのかなと思います。すみません、書き加えてください。

といいますのは、平成27年度は8名の新任教職員が入ってまいります。小、中学校にですね。今年度は3人だったのですから、一気に増えてくるので、その辺もしっかり取り組んでいこうとあったほうがいいと思いました。

それから(7)のここに、これも新たに明示しております、教員補助員、学力向上支援員等の配置と、「等」を入れていただきたいと思います。といいますのは、このほかにも特別支援教育支援員という職務で2名配置しておりますので、「等」を入れていただきたいと思います。

大体大雑把な説明なのですが、以上でございます。

新旧対照表をつくれればよかったです、ちょっとそこまで準備できませんでした。

○委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございました。

○教育長(佐々木賢治君) 委員長、一部訂正と補足的な説明をさせていただきたいのですが、いいでしょうか。

○委員長(後藤眞琴君) はい。

○教育長(佐々木賢治君) 訂正ですが、大きな3番目、全国学力・学習状況調査の教科ですが、国語、算数・数学、理科、次、中学校のみとなっていますが、これ小学校もあるのです。「中学校のみ」を削除お願いします。

それで、ちょっとだけ補足させていただきますが、県平均程度という表現をしておりますが、これは議会でも一般質問がございました。県平均に何で拘るのだとかですね。まあ、総合計画の中にも県平均を1%上回るという具体的な数字なども出ていましたが、そこまで言わないで、県平均程度を指標として教育委員会としては掲げたいと。

学力調査の大きな目的は、この指導方法でいいのかと、その結果を分析し、そして課題、対策を講じて、先生方の授業の改善とか、子どもたちへの指導のあり方、それが大きなねらいなのですが、やはり指標として全国だと余りにも幅が広すぎるので、宮城県の中で美里町の実態はどうなのかと、これ保護者からも聞かれることも多々ありますし、1つの指標として定めていますと。もちろん、子どもたちも気になる場所ですね、学校の平均の中で自分はどのなのでしょうかとか、「あなたはもう少し頑張ろうね」とか、そういった激励ですね、これだからだめではなくて、あくまでもプラス思考で「あなたはこの部分が落ちているよ」と、物すごく細かな分析したものが個人ごとに来るのです。

それをもとにやっていますので、指標として県平均程度というふうにさせていただきました。

それから、裏側ですが、7の(5)平和教育の推進ということで、これは学校の中で子ども

たちの発達段階に応じた平和教育を推進しております。平成27年度につきましては、まちづくり推進課で主催し、中学生全員対象として「平和教育記念講演会」を予定しております。美里町では、長崎に学ぶ体験学習ですか、中学生対象にやっておりますけれども、向こうから講師を呼んで、そういったことなども予定されております。

それから、8番目の（3）に国際理解教育という文言入れさせていただきましたが、これは平成27年度の施政方針の中に幼稚園教育にも国際理解、外国語のこともありますが、少しずつそうした興味を持たせようということで、町長の施政方針にもあったのですけれども、教育委員会としても取り入れました。

それで、平成27年度から計画的にやっていくわけでありますが、26年度の2月に1回、ごごた幼稚園、ふどうどう幼稚園、なんごう幼稚園、そこにALTを1時間程度、派遣要請をしまして、子どもたちと交流会をやりました。大変好評でした。ですから、準備段階としてそういったことをやらせていただきましたが、平成27年度、もう少し中身を検討しながらやっていきたいと。

それから、10番目ですが、（3）町内教職員研修事業。美里町では特に小学校は1学年1学級という学校が多いわけでありまして。それで、隣の学級の授業を見るとか、例えば1年生で、校内だけではなかなか同じ土俵の授業を見る機会というのはないものですから、隣の学校、あるいは町全体で、モデル校を決めて、そして授業を見て、そのノウハウとかいろいろ研究協議ですね、そういった機会を今年度から設けております。それ27年度も引き続きやっていきたいと。もちろん初任者研修もその中に入ってくると思いますけれども、これ県教委の対策5項目の1つに入ってきたようでありますね、この間、新聞に出ていましたけれども、そういったことなども必要ではないかと。美里町でやっているのでもちよほどよかったなと思っております。

あとは、これ教育委員さんをお願いですけれども、指導主事訪問等のときに、時間に都合つく場合、授業など参観していただき、話題提供や情報交換するといろいろ会議の中身も違ってくるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

- 委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ほか何かございませんか。
- 4番委員（千葉菜穂美君） 質問ですけど、表側の美里町学力向上達成状況の小学校のところの、（1）の②は週に2回何を実施するのですか。この国語1回20分、算数1回20分のテストなのか、ドリルなのかというのがわからなかったのですけど。
- 学校教育専門指導員（佐々木勝基君） それは、テストですね。
- 委員長（後藤眞琴君） ほか何かございませんか。

それでは、僕のほうからちょっと、皆さんにいろいろ意見出していただいたのですが、この大きい3番目の全国学力・学習状況調査、それはあと、美里町学力向上達成状況調査ともかわってくるかと思うのですが、この学力調査をどうして実施するのかと。

これ、教育長さんから先ほどご説明あったのですが、僕も教育長さんの説明で、この学力調査をする意味が説明されているのでないかと思うのですが、議会でも学力調査しなくてもいいのでないかとかいうような含みの質問などもありますので、教育委員会として態度をはっきりさせておいたほうがよろしいかと思えます。

僕も先ほど申しあげましたように、学力調査はあくまでも子どもたちの学力がどれだけあるのかを見るのではなくて、子どもたちが今現在こういう学力の状況だと。だから、それを参考にして、先生方がどういう指導をしていったらいいのかと、そのために学力調査があるのだというふうな、僕は捉え方をしている。それで、子どもたちも自分の学力を知った上で、その先生からいろいろアドバイスを受けて、その勉強の仕方を変えたり、指導を受けていろいろしていると、そういうためのことが学力調査であろうと。

ですから、それを公表するというのは、本当に慎重にする必要があるのではないかというふうに考えているのですね。その辺のところ、各委員さんのご意見お聞かせいただければと思うのですが。

○教育長（佐々木賢治君） もう1つ追加ですが、学校での先生方の授業の改善もさることながら、教育委員会として、教育行政として、何をしたらいいのか、そういったことも1つの考えてほしいと、目的の中にあるのですね。教育行政の、つまり学校での教育環境整備といいますか、先生方が指導しやすいような後押し、予算とか、あるいは教員補助員なども、そういった対策、施策ですか、そういったことなどもその目的のところに入っているように思っております。

○委員長（後藤眞琴君） 僕、自分の考えとしては、子どもたちの頭、心、それから体ですか、これバランスよく成長していかなければならないのは当然のことだと思うのですが、その中で特に僕は学力向上ということに力を入れたいと思っております。

それはどうしてかといいますと、子どもたちが基礎学力を向上することによって、自分の頭で子どもたち一人一人が考える力が出てきてくれるのではないかと。それからもう1つは、特に国語の基礎学力がつくことによって、文学作品、小説とか戯曲とか、詩、これは英語のポエトリーですね、そういうことを読むことによって、人間の心の動き、心理がわかる。心理、働き具合が理解し、感じられるのではないかと考えています。そうすることによって、その人の痛

みがわかる心が育ってくるのではないかと、僕は強く感じていますので、先ほども申し上げましたように、体、心、頭ですけれど、特にその頭のほうで学力向上をさせることによって、いじめの問題などもある意味では解決に向かうことにもなるのではないかというふうに考えております。

そのために、この先ほどの学力調査、それはあくまでも学力を向上させるためのものなのだという捉え方で、それでこれも教育長さんが説明してくださったように、県平均程度というのは、これはひとつバロメーターみたいなものがないと、目標値をつくって、それで次々そのバロメーターをまた変えていく、上に上にと。そういうこと、僕は考えているのですが、ほかに何かございませんか。

○4番委員（千葉菜穂美君） 「家庭学習のしおり」とありますけれども、これは以前から出されて、ファイルにとじ込む資料のことですか。

うちの息子たちが小学校のときに、ファイルを渡されて、定期的に家庭学習のしおりというのを渡されたのですが、それも余り活用されないうちに終わってしまったかなと。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基君） 折に触れてそのところに戻って行って、話をしたりとかしなければなりませんよね。渡したままではなくて、もっとうまく使い方というか。それは学校の取り組みをもう少し工夫していく必要があると。

○4番委員（千葉菜穂美君） そのCRTテストの結果は持ってきたのですが、その結果を見て学校で先生が一人一人何か話をしてくれることもない感じだったのです。それは何か時間をつくって、このCRTのやっぱり基礎力が大事だと思いますので、そこなどは話ししていただいて、その子がどういうふうに改善していくのかというところまで、話す時間をつくってもらったりすることはできないのかなと、いつも思うのですが、やっぱり親が言っても「わかってる」で終わってしまうので。

○学校教育専門指導員（佐々木勝基君） 何らかの形でそのご意見を生かせる、例えば学校長と委員さん方の懇談会とかというような形で、何かもう少し具体的なアクションをしていくと。

単に、これはあくまでその目標的なことを掲げているのですよね。それを具体化するのには学校サイドだと思うのです。してもらおう工夫をするのはこちらの側だと思うのですけど。そういうふうな動きの中で、これがさらにより明確になっていくというか、もう少しこの項目で足りない部分もあるかもしれない。先ほど言われたように、教職員の指導力の改善にも役立てていくとかね、そういう文言が抜けいきますね。

どこかにそういうことを書き加えていくとか、あるいは基礎学力はすごく大事だよというふ

うなことも入れていくというか、必要ですよ。

具体的にありましたら、お話をお聞きしたいと思います。

○教育長（佐々木賢治君） これ、教育委員会で定めた具体的事項なのです。それで、4月3日の校長会でこれを示す。これに沿って各学校の実態に応じてやってほしいと。それで、あくまでも教育委員会として学校にお願いしたい具体的な事項ということで、ですからC R Tは実施していますが、当然これは今言われたように、個人ごとにそれを分析して指導するというのは当然のことなのですね。それから、「家庭学習のしおり」というのが、特に小学校ではつくっているようでありまして。それらについても、ほかの学校を参考にしながら作成し、自主学習に、自学自習に役立たせてほしいと、教育委員会で定めた事項でありまして、今度はそれをやったかやらないか、こちらでまた見聞をしなくてはいけないとは思いますが、いま委員さん言われたように、C R Tせっかくやっているのですけれども、ただやりっ放しではだめですよ、そういったことはもちろん言わせていただきます。

教育委員会としての具体的事項ということで、委員会で皆さんと協議してこういうふうになったので、学校のほうでぜひ参考にしながらやってほしいという意味合いのものなのです。

○委員長（後藤眞琴君） 教育長さんね、この教育委員会の控室せっかくできましたので、僕などは本当にこの「宮城単元問題ライブラリー」とか、国語、算数ね、こういうものどういうものなのか全然わからないので、控室のほうに置いておいて、それからこの「家庭学習のしおり」ね、これ各学校でつくっているわけですよ。

どういうものなのか、控室の方に参考に置いておいていただければありがたいのですけれども。よろしくお願いします。

ほか何かございますか。よろしいですか。

それでは、平成27年度学校教育力アップの具体的事項について、承認することに賛成する委員の挙手をお願いいたします。

（委員の挙手）

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。挙手全員でありますので、本件は承認されました。

---

## 日程第22 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

○委員長（後藤眞琴君） 続いて、日程第22の美里町学校教育環境整備方針について、年度初めから継続協議としております。事務局より今回の協議内容について説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。それでは、事前にお配りしておりましたアンケート回収結果となりまして、ホチキスでとめた厚い資料ですね、そちらを見ていただきたいと思います。

先月、2月の教育委員会定例会におきまして、保護者アンケートを行った内容をまとめた速報値を皆様方にお知らせしておりました。それは、単なる番号を選んでもらったものの集計を取ったものですので、各設問の項目または質問の選んだ項目が何であったのか判らない、単なる棒グラフだったと思います。それではやはり資料としては不足ということでしたので、今回上のほうに設問を入れまして、それに対する答えの番号と答えの内容を入れたものをグラフに表しました。それで、今回がアンケート結果のまとめとさせていただきたいと思います。

それで、前回説明した中で速報値と言っておりました。どうして速報値ということだったかと申しますと、各設問にはその他という欄を設けまして、選択肢以外の自由に記載していただいても構わない項目を設けております。その他の欄につきましては、速報には入れておりませんでした。ただ、やはり保護者の方が自分の意見を文章で書いたことは、後からよく見ると、そこにいろいろなヒントが隠されているのかなと事務局では思っております。

それを小学校、中学校、幼稚園ごとにそのアンケートの記載内容としてまとめたのが今回の資料でございます。資料の中身につきましては、表紙の部分がありまして、次に小学校の集計がグラフ化されております。そのグラフ化された後に小学校の保護者の方々がその他の部分、または自由記載の部分にお書きになりました文言をそのまま文章として打たせていただいております。ただ、個人が特定できるような書き方をなさっている方もいらっしゃいましたので、若干その部分につきましては文言の削除、もしくは一部訂正などをさせて掲載させていただいております。

小学校分が終わりましたら次は中学校の棒グラフ、それで中学校の自由意見、次が幼稚園の集計棒グラフ、幼稚園の自由記載、最後は教職員の方々の棒グラフ、あとは自由記載という順序になっておりますので、そのように見て頂きたいと思っております。

それで、まずこちらのほうをまとめている中で、ある程度の傾向が見えてまいりましたので、事務局のほうから、若干説明させていただきたいと思います。

まず、保護者全般でございます。設問1のほうで、小学校に望ましい学級数についてはどうでしょうかということをお聞きしておりました。これにつきましては、約8割以上の保護者の方々が1学年複数学級がやはり望ましいのではないかという回答が寄せられております。1学年単学級でもよいという回答については、幼稚園、小学校、中学校とも1割未満でございます。

次に、中学校の設問でございます。中学校の1学年のクラスは、学級数はどれくらいがよろしいですか、どの程度が望ましいと思いますかというような答えには、一番多いのが3学級ですか、1学年3学級以上との回答というのが幼稚園、小学校、中学校とも半数以上を占めていて、それが最大の意見でございます。2学級以上という複数学級というような枠で考えますと9割の方々の保護者がやはり1学年複数学級があったほうがよろしいのではないかといった考えがこのアンケートから読み取れます。

また、設問3、設問4については小学生、中学生の通勤距離、時間などをお聞きしておりますが、これは大まかに言いますと小学校でいえば2キロ未満、時間でいえば30分未満、中学校でいえば4キロ未満、時間にすれば30分未満というのが一番多い回答でありまして、これは全ての保護者に合致している事項でございます。

それで、今回のアンケートの中で一番事務局のほうで知りたかった保護者の意見としましては、まず現在の通学区域はどのようにお考えでしょうかということでございますけれども、こちらで設問が3つほど設定させていただきましたが、これまでどおりの行政区ごとの通学区において学校を指定するというのが一番多い回答、これが約6割程度を占めております。

また、学校の規模によりまして通学区域を見直す、または学校を保護者や生徒が選ぶという意見も思った以上に多いなというのも、事務局で集計をとっているときに感じたところでございます。

設問6の小学校の学校数でございます。これまでのアンケートでお答えいただいた内容を含めて将来の小学校はどのようになるのが望ましいですかという答えにつきましては、現状維持の6校と再編も将来はあるのではないかと回答がほぼ半分でございます。現状維持と答えた方々のほうが多いですが、小学校を現中学校区ごとに再編するとか、あとは小牛田地域、南郷地域おのおのに再編する、または美里町内に1つの小学校でもよろしいのではないですかというような意見を再編もあり得るのではないかとというような意見で集約させていただきますと、ほぼ半分半分というような状態になっております。

最後に、中学校でございますけれども、中学校については現状を維持するという意見が幼稚園、小学校、中学校では全てで約8割の保護者の方がそのように考えているというのがアンケートではっきりしました。

いま言ったことを、まだ分析まではいっておりませんが、ある程度総括させていただきますと、保護者の方々は望ましい学校というのはやはり1学年2クラス、複数学級あって、学級替えができるような学校であることが望ましいと考える反面、いま子どもさんが通っている学校

を維持したいという考えがやはり強く思っているのかなど。

ですから、理想と現実に対してのギャップがあるのかなというようなことが、このアンケートからわかるのかなと考えております。

それで、先ほど、最初に言いましたこの自由記載の部分でございます。この自由記載の部分、回答数が多いですので全て読むまでにはちょっと時間がかかると思いますが、各委員さん方にもこちらのほうも見ていただきたいと思うのですけれども、クラス数にこだわらなくてもいいよという保護者の方が随分いらっしゃいます。その意見の大半は少人数制学級を望みますよという答えの延長かと思えます。いま国が基準としている1クラス40人はやはり多すぎるよ。もっと35人とか30人とかできないのですかと。美里町は美里町の学級の基準となるクラス人数を持っていてもいいのでないかというような意見が、思った以上に多いようでございます。

それは、これまでも皆様方にもお話ししたとおり、美里町は自主財政力がさほど高い町ではございませんので、やはり国の基準に従って学級を設置しないと先生方の配置というのなかなかままならないと。町独自の財源があれば独自で先生を雇用しまして、各学校に配置するというのもできるのですが、美里町ではそこまでいける財政力がないということで、それについてはこれまでも行っておりませんでした。ただ、思った以上にそういった保護者の方の意見が多いという事は、私たち教育委員会としましても、頭の中には入れておかななくてはいけないと考えるところでございます。

また、こういった意見が私の中では一番残っております。ある保護者の方の自由記載の部分でございます。

自分の子どもは南郷地域で合併を体験したと。これは練牛小学校と南郷小学校のことを言っているのかと思えますけれども、そういった合併した当時のことを、子どもたちがどのように当時思ったのか、それで今現在どのように考えているのか、そういったことをこの環境整備を進める中で参考として聞いたらいいのでないですか、といった保護者の方の自由記載がありました。取りまとめている中で、その意見が頭の中に残ったものでしたので、皆様方にお伝えしました。

ちょっと長くなりましたけれども、こういったものをもとにしまして、きょう時間の許す範囲内での討論、また来月以降からもっと深く討論を進めていただきたいと思っておりますので、委員長よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（後藤眞琴君）　いま報告ありましたけれど、これから時間の許す限りこのアンケート調査の話題について自由に意見を出し合いたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、これだけの資料つくってくださって、事務局の方、本当にどうもありがとうございます。では、自由をお願いします。

○2番委員（成澤明子君） 数字のところは数字であらわれますけれども、自由記載のところはこんなにたくさん集まったというのは物すごい関心が高いといえますか、子どものことを考えている親御さんが多いといえますか、それをここまで全部きちんと書いてくださった事務局も大変なことだったと思いますけれども、何かこの中から見えてくるような感じで、私は非常にうれしいです。

○委員長（後藤眞琴君） 僕ね、クラスの人数、まず20人にしたらどうかと。そしたらクラス数も多くなるのでないかと、こういう、その背景にあるのは自分の子、みんな子どもたち、基礎学力つけてくださいと。ですから、その辺のところ美里町の財政も関係あるでしょうけれど、こういうことは町長部局の方にもよくお知らせしておいたほうがいいのかという感じがします。

それから、さっき説明でもありましたが、今まで体験した子どもたちの意見も、学校がなくなって合併したと、そういう子どもたちの体験も聞いたらどうかという、その意見も僕もそのとおりだなという感じを受けました。あと、どうぞ。

○4番委員（千葉菜穂美君） 私もやっぱり40人クラスだと高学年になると授業参観でも、もう父兄が入れるスペースがないぐらい、6年生とかのときは。それで、やっぱり入れないから行かなくてもいいよねといったような感じで、出席される保護者の方も少なくなっているなと思ったので、ここにもあったのですが、美里町でも条例などが掲げられないのかなと思いました。

栗原市では35人学級という条例があるみたいなことが書いてあったのですが、実際に私は調べてはいないのですが、その独自の条例というのを定めていただいて、そうしますと1学年2クラス学級にもなるのでないかなと考えました。やっぱり少人数のほうが親としても勉強は学校でがっちりしてきてもらって、家はやっぱりくつろぐのではないのですが、家庭学習も大事ですが、どこかで息抜きする場所が必要かなと思いますので、学校でしっかり勉強してもらうためには、少人数のほうがしっかりできるとは思っていました。

○2番委員（成澤明子君） 日本の子どもはね、コミュニケーション能力がなかなかない。せっかく頭で理解していても、それをほかの人に理解してもらうように説明するのがとても苦手だなんていうことも聞きますけど、やっぱりそれは20人とか30人の中で、もっとあるいは少ない人数の中で議論している人たちと、40人とかいたら、全員しゃべらせようと思ったらなかなか

か発言できる時間も少なくなるということがあって、そういう意味ではこのアンケートにもクラスを増やすなら、人数少なくして2つに分けたらと書いている人もいましたけど、親御さんの気持ちもわかるような気がしますね。本当にたくさん書いてくれたのですね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 短期間の中で良くここまで答えてくれたかなと、本当にありがたいと思っています。

1 ページ目にあるとおり、回収率も小学校で80%、中学校はやはり高校受験など控えていたのですけれども、それでも60%、幼稚園でも75%の方にお答えいただきましたので、これは何かの機会公表しなければならぬのかなと考えております。それも教育委員会の中で、今後話し合っただけだと思っております。

○2番委員（成澤明子君） 小学校、幼稚園、中学校全てその設問は同じですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、同じです。

○2番委員（成澤明子君） ですよ。そうすると自分の子どもが幼稚園であっても、将来中学校になったときはと考えて書きますよね。

やっぱり親御さん自身の矛盾は伝わってきますよね。スクールバスで安全に通学させたいけど体力はどうなるのだと。自分は昔、何キロを何十分もかけて歩いたのにとかね。親御さん自身も直面している問題。学校が今度の震災のようなときに拠点になる部分があったから、1つになったら地域の防災はどうなるのだとかね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長ちょっとよろしいですか。いま保護者の方の部分を言ったのですけれども、保護者の方と先生方の考え方がどうなのかなということも、見てみました。

さほど変わらないのですけれども、先生方の意見でちょっと違うのは、スクールバスありきではないよと。少しは歩かせたほうがいいのでないですかといった先生方が多かったのが、ちょっと目につきました。クラス数とか人数というのは保護者と同じような目線にいるのかなと思うのですが、通学距離の部分は保護者と違った見方をしているなど。

やはり小学校であれば30分以内ぐらいはいいのですけれども、2キロから3キロぐらいは歩かせたほうが体力のためにいいのでないかと。中学生になると逆に6キロぐらいまではいいのでないかという方の意見のほうが多くなったりしますので、そこが先生方の考え方は少し保護者と違うなど。

○2番委員（成澤明子君） ある方の分を読んだら、子どもが少なくなったから、うちの子が1人ぼっちで何分も歩いていくというのが怖いから、スクールバスにしてほしいという意見の方

もいるし、他の町の学校によっては1年生、2年生の小さい子にも自転車通学を許可している学校もあるのね。びっくりしますが、田んぼの中をちっちゃな車輪で学校まで行くということも、そういう小さな学校もありますけど。

1学年が4クラスも5クラスもあるような時代の学芸会の際にね、うちの子は劇のときにセリフが1つもなかったと。だから、もっと小さな学校に入れたかったという親御さんの話も聞いたりしますね。

○委員長（後藤眞琴君） 僕はこの辺、少人数というのにはやっぱり魅力感じますね。僕、自分で大学のゼミのときには、僕は2桁の学生はとらない。9人までだと頑張り通したら、ほかにしわ寄せがきますので、かなり厳しい批判も受けましたけれど、実際、卒業論文指導したりする場合には、とても2桁なんていうような人数はできるわけではないのですね。

ですから、ましてや小学校とか幼稚園では、この前行ったら30人でしたかね、1クラス。あれで先生たち大変だろうなど。僕だったら本当ね、2桁だめだと頑張って、そういう感じの方は、かなりの方いるのではないかと感じました。

○教育長（佐々木賢治君） 学級の人数もちろんいいのですけれども、美里町の実態を見た場合ね、子どもたちの人数、例えば小牛田中学校区の3つの小学校1学年20人平均ぐらいですよ。30人というのはめったにないのです。極端に言えば、単純な言い方ですが、20人の3校集まると60人、1学級30人ですよ。40人にならないのです。

1校12、13人ずつ3校集まると40人に近いのですけれども。いま数字を見ますと大体50、60人ですから、2学級の人数的には25人から30人、つまり複数学級になるのですね。少人数の複数学級、美里の実態を見た場合。ですから、そういうことを申し上げて、複数学級になると学級編成ができる、その辺がちょっとポイントですけどね。

あと、私も少し読んだところ、切磋琢磨、社会性云々、20人だけでもやりようによって十分育てることができるのではないかという、ご指摘もあったようですが、隣の学校とたまには一緒になって、そしてカリキュラムを組むとか、それは可能なのでしょうかけれども、ただ、今回の審議会の答申なども十分に教育委員会としては踏まえなくてはいけないのかなと思ったり、いろいろ議論は必要ですね。

○2番委員（成澤明子君） このアンケートの意義大きいですね。単純に白、黒ではなくて、いろいろなことが書いてあります。

○教育長（佐々木賢治君） いずれにせよ、12月までに方向付けが必要です。

○委員長（後藤眞琴君） ほか何かございますか。

なければ、次回にまたこのことについてお話しを続けると。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　そうですね、これからも時間を割いていただいて、協議していただきたいと思います。

○委員長（後藤眞琴君）　それでは、他になければ少々休憩をとります。

午後 5 時　　休憩

午後 5 時 5 分　再開

○委員長（後藤眞琴君）　ほかに意見がありませんので、このことについては、次回以降にまた協議したいと思います。

---

### その他 日程第 2 3 美里町教育委員会職員の人事異動について

○委員長（後藤眞琴君）　次に、その他に入ります。日程第23、美里町教育委員会職員の人事異動について、説明をお願いいたします。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君）　では、私のほうから説明というか、報告をさせていただきます。

お手元のところに配付しているのが、人事異動調書がございます。これは正職員の分と、それから非常勤、臨時職員の調書、2つほど配付していると思いますが、まず正職員のほうになります。

今月18日に内示がありました。それで、調書の上段、一番上になりますが、教育総務課の課長補佐兼管理係長の今野正祐が町長の事務部局へ転出いたします。具体的な課については産業振興課の課長補佐で転出をします。その後任に建設課の伊藤雅典が主幹兼管理係長で転入をしております。

その下の段になりますが、こごた幼稚園の参事兼園長ということで、ふどうどう幼稚園の教諭の佐々木めぐみが昇格をいたします。それで、こごた幼稚園の園長だった鈴木一子が、なんごう幼稚園園長に異動です。それから、なんごう保育所の所長を兼任します。

その他については、後でお目通しいただければと思います。

それから、本日配付したのが非常勤、臨時職員の人事調書で、人数は125人非常勤臨時職員がおります。まず、主なものを言います。本日審議いただきました学校教育専門指導員に岩淵薫さんが新規で転入です。あとはお読みになっていただければ結構ですが、学力向上支援員とか教員補助員、特別支援教育支援員については平成26年度、本年度と同様の人数を配置する予定になっておりますが、中卒小学校の教員補助員で決定したのですが、採用辞退ということがあ

りまして欠員になっておりますが、今年度と同様の職員を配置いたしております。以上です。

○教育長（佐々木賢治君） ちょっと補足します。人事方針ですが、正職員の調理員とか業務員につきましても、大体3年以上同一勤務なのです。それで、長くいるのもいいのですが、やはりいろいろ異動したほうがいいだろうということで、今回かなり異動しております。

それから、非常勤の教員補助員、学力向上支援員等については、その職種、仕事上極力変えない方針で、子どもとのかかわりありますので、せっかく子どもと人間関係ができて一、二年で変わるのでは、そういった効果のところにも影響しますので、極力変えないようにしていますが、ごく一部、子どもの実態に応じて、例えば中塚小学校の男の子で車椅子の児童がいます。だんだん大きくなってくると体格がよくなってきて、女の方の教員補助員ではトイレに行くにしても何にしても大変だということで、男性の教員補助員、貴重なその方に行ってください。

それから、特別支援教育支援員で、ある学校で一生懸命頑張ってください、その子どもも物すごく成長しています。ところが、今度新たに入ってくる幼稚園から上がってくる支援が必要なお子さんがいまして、そこにぜひお願いしたいということで異動しています。基本的には大きく異動しないようにやっていますが、そういう特別な場合は異動してもらっています。

そういった人事異動方針でした。

○委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

それでは、このことについて何かお聞きしたい点ありますか。

（「なし」の声あり）

---

#### 日程第24 小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について

○委員長（後藤眞琴君） なければ、次に、日程第24、小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について、説明お願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、これも事前にお配りしておりました、その他の小中学校入学式及び幼稚園入園式の出席者について、案を見ていただきたいと思います。

昨年の入学式または3月にお世話になりました卒業式に出席された実態を少し考えさせていただきまして、事務局のほうで割り振りさせていただいております。4月9日は小学校の入学式、4月8日水曜日の午後からは中学校の入学式、4月10日金曜日は幼稚園の入園式ということで、各委員様方の名前を入れさせていただいておりますが、何かご都合悪い点とかございましたら、いまお話いただければありがたいと思っております。4月10日の幼稚園につきまして

は、成澤委員は大崎広域の教育委員会のために除かせていただいております。これは先ほども申し上げました。

何かいま時点でご都合が悪いという方ありましたら、お知らせいただければありがたいと思います。というのは、来週になりますと各学校に出席予定者ということで教育委員会、町出席者を一覧にしまして各学校にお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（後藤眞琴君） これ上に名前がある人がお話しする人ですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そういうことはございません。2人の中で決めていただければよろしいかと思ひます。

○2番委員（成澤明子君） 南郷中学校は留守さんに決定いたしました。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） いま時点ではこのようによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

何か変更がございましたら、事務局のほうに連絡いただければこちらのほうで対応させていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、皆さん方のテーブルの上にあいさつの文案を置かせていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

---

#### 日程第25 平成27年4月教育委員会定例会の開催日について

○委員長（後藤眞琴君） それでは、これが最後です。日程第25、4月教育委員会の定例会の開催日について相談したいと思います。事務局からの案はございますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 最初に申し上げました平成27年4月行事予定表を見ていただきたいと思います。事務局のほうで開催日の案を申し上げさせていただきますが、当初27日月曜日あたりもと考えていたのですが、前段で申し上げたとおり県の会議が入りました。教育長、課長が出席をするべき会議でございますので、27日は都合が悪くなりましたので、事務局のほうでは4月23日木曜日、もしくは24日金曜日あたりでいかがかということ、申し上げさせていただきます。

○委員長（後藤眞琴君） それでは、23日、24日、いずれか、都合悪い方はいますか。

ご都合悪い方いなかったら、どちらがよろしいですか。

○3番委員（留守広行君） 開始時間はどうですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 今までと同じように午後1時半から大体5時ぐらいまで

で考えております。

○委員長（後藤眞琴君） 大丈夫ですか。それでは23日でいかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、23日木曜日、午後1時半から。場所はここ南郷庁舎でということにします。

本日の議事は全て終了しましたが、そのほか事務局のほうでございますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長1点よろしいでしょうか。先ほど、議案の際に申し上げればよかったかもしれませんが、1点だけ教育委員会に対しまして町長のほうから協議が来ております。

というのは、先ほど議案で行いました新教育委員会制度にかかわるものでございます。その新教育委員会制度になりますと、教育長の身分が変わることとなります。今まで教育長というのは特別職である教育委員の身分と、一般職である教育長の身分と2つをかけた特殊な職種でございました。

それが新教育委員会制度になりますと、特別職になることとなります。特別職になりますと、これまで町長から補助執行とされていた事務ができなくなるというのが国、法律の考え方でございます。これは2月になってから各町村のほうにも示されまして、どの市町村も考え方に対してすごく苦慮したと思うのですけれども、町長のほうから特別職になる教育長には補助執行をさせられないので、その補助執行の部分を職員であります教育委員会教育総務課長に補助執行させたいと。

それに対して教育委員会の意見はどうかという協議を受けておりました。これについては事務局のほうでは何ら問題はないとの見解ですが、あくまでも教育委員会に対して町長から協議をいただいております。口頭で申し訳ないのですけれども、それについて少しご相談させていただいたらありがたいと思っております。

なお、その補助執行されている項目は、予算の要求に関する事、歳入歳出外現金に関する事、寄附の受納に関する事、歳入などの予算の執行及び事務に関する事といった、どちらかというと事務的なことでございます。その部分を教育長ではなく教育総務課長に補助執行させたいという協議を受けております。

また、これについても経過措置がございますので、今の教育長は経過措置によりまして一般職の教育長のままでございますので、これも同じように現教育長が新しい教育長に変わった時点で変わるということでございます。

○委員長（後藤眞琴君） いま説明があった通りです。何かご意見ございませうか。差しさわ

りがないようですので、お認めしてはいかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、お認めすることにいたします。どうもありがとうございます。

これで、ほかなければ本日の議事は全て終了しました。以上をもって平成27年3月教育委員会定例会を閉会いたします。

長い時間の審議、どうもご苦労さまでした。

---

午後5時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年 4月23日

署 名 委 員

署 名 委 員